

資料 4

2026 年度運営に関する認定代理店等への周知・徹底について

1.趣旨

- 資料 2、資料 3 でご説明のとおり、2026 年度の代理店業務品質評価運営（以下、本運営）は、昨今の情勢等を踏まえ、業務品質の維持・向上に向け、強化および厳格化を行う予定です。
- 一方、その内容は来年度受審代理店（初回・更新・定期調査対象代理店）にとって影響が大きく、代理店側の改めての取組みや態勢整備等も必要になる可能性もあることから、当会からの情報連携等について以下のとおりお示しいたします。

2.実施内容

- 2026 年度運営に関し、認定代理店等（※）に趣旨・背景等を正確にご理解いただき、適切な態勢整備を構築いただくため、11 月下旬に「ニンダイチャンネル」にて情報発信・周知徹底を行うとともに、2026 年度の調査受審にあたり、必要な態勢について現時点の状況等を確認いただく「代理店アンケート」を実施いたします。

（※）2025 年度認定代理店、2025 年度初回受審代理店（一次評価「達成」代理店）

<以下対応方針とスケジュール>

No.	実施内容	詳細	備考
1	注意喚起文書の発出 <9 月 9 日実施済>	乗合代理店に対する行政処分を踏まえ、「適切な保険募集管理態勢、顧客に対する情報提供義務・意向把握・確認義務を着実に実施するための実効的な態勢」を確保するための注意喚起文書を発出。	対象は認定代理店・今年度受審代理店(一次評価結果「達成」認定見込)
2	第 21 回検討 WG <9 月 18 日実施済>	2026 年度運営に関する事務局案（本運営の強化の方向性）の提示、意見交換。	方向性について概ねご賛同いただいております。
3	検討 WG 内容の公表 <9 月 29 日実施済>	第 21 回検討 WG の議事概要の HP 公表。情報発信ツール「保つとな話」にて情報提供。	認定代理店にはメールでも連携しております。
4	第 22 回検討 WG <11 月 19 日>	2026 年度運営に関する事務局案（本運営の強化、評価基準等の具体的内容）の提示、意見交換。	意見照会を実施いたします。
5	検討 WG 内容の公表 <11 月下旬予定>	第 22 回検討 WG の議事概要の HP 公表。情報発信ツール「保つとな話」にて情報提供。	認定代理店にはメールにて連携いたします。
6	ニンダイチャンネル (2026 年度運営に関する説明会実施) <11 月下旬予定> 極力ご参加をお願い。 参加できない代理店を対象に動画配信を実施予定。	2026 年度運営案に関し、当会より以下内容について説明会を実施いたします。 【実施案】* 極力、経営陣も参加いただくようご案内 ・第 22 回検討 WG 内容（本運営の強化、評価基準等）およびそれに対応する事前準備の必要性 ・9 月 9 日発出注意喚起文書内容の自社での態勢整備状況確認（今後発出する代理店アンケートに関する事前アナウンス）	消費者にとって理想的な代理店であるために来年度以降、「更なる業務品質の向上」を求めていくことを趣旨・背景含め当会より改めてご説明します。

7	代理店アンケートの実施 <12月上旬以降予定>	<p>2026 年度受審に向けた自社の態勢整備状況の再確認、事前準備の必要性を訴求したアンケートを実施。</p> <p>【アンケート案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月9日発出注意喚起文書をきっかけとした自社での態勢整備状況の再確認（比較推奨販売に関する態勢整備状況等） ・来年度運営である「重点確認項目（案）」に関する現在の取組み状況の確認等 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">具体的なアンケート内容は今後の監督指針改正内容等を踏まえ、作成。対象代理店に発信する予定です。</p>	<p>各代理店からの回答内容は 2026 年度調査における当会の参考情報として活用予定です。</p> <p>アンケート結果は 1 月以降実施の検討 WG にて公表いたします。</p> <p>（代理店名非開示）</p>
---	----------------------------	---	--

3.留意点

- 2026 年度運営については、大幅な運営見直しを行うことから、代理店の状況によっては態勢整備不十分のまま 2026 年度調査受審に申し込みされることが想定されます。
 - そのため、当会からの各種情報連携内容について各代理店の経営陣自らが趣旨・目的を理解し、2026 年度調査受審に向け、必要に応じ今年度中に自社の態勢整備状況等を見直す必要があると考えております。
 - 特に、今回の運営見直しは、各種規程、マニュアルの確認、整備だけでなく、「代理店自身の態勢（※）」を問う設問や達成条件を追加する予定であることから、各代理店の経営陣が率先し、「重点確認項目」を中心に改めて自社の態勢整備状況等を再確認し、適時適切に対応することが必要と考えております。
- （※）商談ごとの対応履歴の全件記録・保存。不適切事案改善の経営陣の関与等。

【資料 2（再掲）：2026 年度新設「重点確認項目」案】

- 以下のとおり、2026 年度重点確認項目を設定します。

	評価の視点	備考
1	意向把握・確認義務	(※)
2	比較推奨販売	(※)
3	募集時の禁止行為	2026 年度新設設問
4	苦情管理態勢	現行 No79・80
5	個人情報保護（出向者による情報漏えい対応）	現行 114-1・2、121 を見直し
6	便宜供与	2026 年度新設設問
7	出向者	2026 年度新設設問

（※）比較推奨販売に係る項目等、今後行われる監督指針・協会ガイドライン改正、その後の法令改正等を受けて大幅な見直しを予定しております。その内容については今後の検討 WG での議論を経たうえで適時適切に反映してまいります。

以上